

1. 議事日程（令和元年第3回北広島町議会臨時会）

令和元年10月17日  
午前10時開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 報告第12号 専決処分の報告について  
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
日程第4 報告第13号 専決処分の報告について  
(農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
日程第5 報告第14号 専決処分の報告について  
(草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
日程第6 議案第80号 工事請負契約の変更について  
(千代田浄化センター増設工事〔機械設備2期工事〕)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	教育長 池田庄策	芸北支所長 清見宣正
大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸	総務課長 畑田正法
財政課長 植田優香	建設課長 川手秀則	上下水道課長 中川克也
学校教育課長 石坪隆雄		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次      議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、美濃議員、3番、真倉議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第3、報告第12号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、報告第12号について概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第12号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。

す。議案書1ページ、2ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第11号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和元年9月5日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。2、事故の概要は、令和元年7月25日午後7時ごろ、溝口2199番地4付近、町道竹本鷹ノ巣線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、右側前輪タイヤをパンクしたものです。和解内容は、(1)町は、相手方に対し、損害賠償として4920円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は、4920円で、内訳は、タイヤの修繕費でございます。以上、報告を終わります。

○議長(宮本裕之) これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾でございます。事案が事案だけに専決をしなくてはならないという状況は分かりますけども、幾ら、何件も何件もこの間こういった事例が、タイヤが破損して、道路が陥没していてというふうなことが、そのたびに専決にされるわけですが、やはり道路の状況をオーバーレイするなどして修繕をしていくということがないがためにパンクをして、その修繕費を負担をしなくてはならないということになっているわけでありまして、次の専決第12号も同じようなもので、全く同じであります、そこら辺の解決をどういうふうな方法でしようというふうに考えておられるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長(宮本裕之) 建設課長。

○建設課長(川手秀則) 路面の陥没事象によりまして、タイヤがパンクしたということでございます。それぞれの事故の状況というのは、当事者でありませんで分かりませんですけども、陥没箇所にタイヤがはまって、そのショックでパンクしたというものでございます。道路の維持管理につきましては、道路パトロール、それから職員みずからの用務中によるパトロール、日常点検、それぞれ行っておりまして、適宜修繕はしておりますけども、降雨、雨の状況、それが一番大きいものでございまして、そういう軟弱な箇所を道路陥没箇所を修繕しても、降雨によって、すぐまた剥がれてしまうというような実態がございまして、そういったところをまとめて、オーバーレイをしていくようにしておりますけども、その最中にそういう事象が生じてしまうということで、町道の路線も延長も長うございまして、いろんな箇所でそういうところがあって、実際のところは、たまたまそういう事故に遭遇してしまったといった状況でございます。

○議長(宮本裕之) 梅尾議員。

○10番(梅尾泰文) たまたまが余りにも多い。タイヤの破損の修理ぐらいでしたら、まだ、運転手の方に被害は少ないわけですが、胸を打った、あるいはむち打ちになったというふうなことを想定をすれば、もう少し道路維持について、それこそパトロールというふうなことを強化するか、あるいは、町の職員さんもいろいろな地域におられて行ったり来たり、通ったり、業務の中でもしっかりとそこら辺を点検をしていくということが非常に大事だというふうには私は思います。それと、もう一つ付け加えさせていただけば、この第11号も第12号も右側の前輪のタイヤを破損しておられる。いずれも右側の前輪です。ということは、路肩が悪かったんではなくて、やや道路の中央部分に近いところが右側の前輪が当たる位置になるのだろうというふうに想定できるわけですが、そこら辺の破損というのは、割と見てわかりよいところだろうというふうに思うんですけども、そこら辺を本当に運転手の方の生命にかか

わる問題かもしれませんから、十分に注意して取り組んでいただきたいという事例であろうと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） パンクですので、人身に至らなくてよかったということではございますけども、今回の2件とも夜間の事故でございまして、道路の状況的に、夜間で山林部で、どれほどの速度を出されていたのかというのはちょっとわかりかねますけども、車両の状況とか、周囲の交通状況等々もありまして、よけ切れなかったものではないかなというふうに思っております。ただ、よけるよけないということじゃなくて、道路に穴があいてたということが相応の因果関係があるということで、町が賠償責任を負ったものでございます。そのタイヤにつきましても、最近では、ドレスアップといいますか、見ばえをよくするために、扁平率の高いタイヤを装着されている方が往々におられまして、そういったことで、どうしてもエアボリューム自体が少ないということで、どうしても軽い衝撃でもパンクに至るというようなことは、全国的にもパンク事案はここ数年増加しているというような報道もされておりますし、そういったこともあるのではないかとこのように推測しております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 構造上の問題ではなくて、どういうふうに対応、今後されるのかということをお聞きしたいというふうに思ったのと、それから今の報告を聞くと、何キロスピードが出ていたかわからないがということでありましたが、保険の請求をする際にもどういう状況であったかというのは、かなり詳しくそのときの事故に至った経緯は必要であろうというふうに思うんですが、そここのところがはっきりして、何キロで走行していたよというふうなことも当然調書には載るんだろうというふうには思いますが、いかがですか。そここのところがちょっと曖昧だったので、詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川手秀則） このタイヤの修繕費でございますけども、パンクをして、修繕はほぼ不可能ですので、新しいタイヤに装着し変えるわけでございますけども、そのその修繕料といえども、全額町が100%弁償しておるわけではございませんで、その過失割合というのがございまして、当然ハンドルを握って自動車を運転する者は、前方を注視して、安全確認を行いながら運転するというのが原則でございますので、必ずしも道路に穴があいていない、つら一の道路事情というのは、それは理想ではございますけども、そういった事情にはないわけでございます。当然そういったことを、前方を注視しながら走行するということでございます。議員ご指摘のとおり、事故の発生日時でありますとか、場所でありますとか、そういった車種で、そういった状況で、誰がいつどこで運転してというのは把握をしてございますけども、時速何キロでというのは、その調書には書いてございませんので、ちょっとお答えいたしかねます。

○議長（宮本裕之） 建設課長、今後のさらなる対応をお答えください。建設課長。

○建設課長（川手秀則） これまでもそうでございますけども、日常点検、それから定期点検、それから職員の通報、住民の通報によりまして、その異常、破損箇所を把握して、早期の修繕に努めてまいりたいと存じます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田です。こうしたケースが年間何件も出てくる。これは今年度に限ったことではなくて、昨年もありましたし、その前もあったということで、それは多少ケースは違うと思います。陥没箇所であったり、また落石であったりということなんですが、先ほど課長の答弁の中で、降雨によって陥没箇所が発生するというものでありましたが、陥没箇所というのは、一晩にしてあくものかどうかわかりませんが、かなり以前から陥没箇所があったのではないかと推測も立つわけです。そうなってくると、通報システム、職員による点検であるとか、以前は郵便局の配達員による、そうしたこともお願いしておるということでありました。しかし、まだまだそうしたシステムが機能していないのではなかろうかと思うわけでありまして、この事故がパンクの修理代という、わずかな賠償金額で済んでおりますけれども、これが一旦パンクし、そしてまた死亡事故につながってくるということになりますと、大きな賠償金額にもなってくるわけでありまして。そうした意味から、これが今年初めてこういうことがあったというのなら、また別の話でありますけれども、毎年毎年こうして上がってくるということにつきましては、やはり今後の対応、先ほど議員から質問がありましたように、どうするのかということをも根本的に考えて、通報システムを確立しないと、また次年度以降、また、今からもこうしたケースは増えてくるわけでありまして。大きな問題にならないまでも、やはりきちんとした対応をすべきであろうと。やはりもっともっと通報システムを確立すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 新たな通報システムというのは研究をしてみらねばならないと思っております。穴の発生ですけれども、予兆があるんじゃないかということがありましたけれども、ひび割れが降雨によって浸食を受けて、水に弱いものですから、それこそ一晩であくということも考えられます。補修をした翌日にまたあいてたということはあるわけでございまして、そういったところは、穴埋めに限らず、切り取って、打ち替えるというようなことをしてまいってきておるわけでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。まず、この専決処分をした日にちが9月の5日と。翌日から議会が始まるわけですが、なぜ9月5日になったのか。専決しなくても、9月6日から始まった議会に提出すればよかつたんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） このたびの専決処分の事案でございますけれども、180条による専決でございます。180条の専決につきましては、事前に専決処分ができるという指定を受けた項目でございますので、専決をさせていただいたものでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうはいつでも、すぐできたわけですよ、1日ずらせば。それどうしても理解ができません。それと先ほどから議論があるように、パトロールとかありますが、大体道路パトロールや職員のルート等は同じところを走るわけで、全体を網羅することは、とてもできないと思うんですが、事前に情報はなかったのか。次の議案にも絡むんですが、この箇所は、事前に地域からの含めた情報はなかったのかどうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 同じ溝口でございまして、県道40号から溝口加計線に下りていく町道、

それから広域農道である農道畑ヶ谷線でございます。大体に交通量が、大型車の交通量が増加しております、大体に損傷が多い箇所ではございます。いうところで、注意しながら、ほかの路線に比べると、どうしてもそういう損傷箇所が多いということがあります。注意をしておるわけでございますけども、先ほど申し上げましたように、7月の災害が発生した、大雨もございましたし、梅雨が明けても、なお、かなりの降雨があったということで、一日にして穴があくということは十分考えられますので、事前に把握していても、なかなか追いついていないというのが実態でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 一般論じゃなくて、事前に情報はなかったのかということを知っているわけですね。それと3回目なんで、これしかできないんで。住民に対して、皆さんに情報提供を呼びかける必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今回の事案につきましては、事前に通報はございませんでした。住民の方には、きたひろネットでありますとか広報誌を用いまして、異常箇所の早期発見、異常箇所を見つけたら、本庁なり支所なりに通報してくださいということは申し上げております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。以上をもって質疑を終わります。これで報告第12号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第4、報告第13号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第13号について概要を説明します。議案集の3ページをお願いします。報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。先ほどの報告事項と似通ったようなケースであります。詳細につきましては、担当から説明を申し上げます。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第13号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書3ページ、4ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書4ページ、専決処分第12号のとおり、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和元年9月25日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和元年7月29日午後8時30分ごろ、溝口10037番地5付近、農道畑ヶ谷溝口線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、右側前輪タイヤをパンクしたものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として9320円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は9

320円で、内訳は、タイヤの修繕費でございます。以上で、建設課から専決処分の報告を終わります。

- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。先ほどと同じなんです、この箇所は、事前に情報はなかったでしょうか、伺います。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 先ほどと同様、この箇所については、ありませんでした。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 住民の皆さんに、きたひろや広報紙で通報を呼びかけているということですが、こういう情報があった場合、穴があいてるよとあった場合、通常、修理にはどれぐらいかかるのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 道路陥没の穴の修繕でございますけども、できるだけ早急にとということしております。委託業者に指示をして行っておるもの、それから職員自らが行って行うものがございますけども、そういったことで、委託業者の段どりが見つからない場合は職員自らが行ってやるなど、早期に復旧を心がけております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 情報があれば早急にやるということなんです、やはり情報入ってないんじゃないかと思うんですね。再度呼びかけをする考えはありますか。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 沿線、沿道を走行される方、直接走行される方が日常的に見られる機会が一番多いと思っておりますので、そういったことで、通報していただけるように周知をしてまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。こういう事件が発生した場合、本人が役場に直接お電話をされるのか、あるいは警察を通じて事故証明等とられて、次の対策に進むのか、移行するのか、そこら辺のところ、この事例でいいですから、どういう形で、この専決処分するというに至ったのか、経緯をお聞きしたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 大体、事故に遭遇された方は、ちょっと冷静さを失っておられることもございます、どこに連絡したらいいのかということで、支所でありましたり、それから本庁に電話をかけられて、パンクの事案だということで、支所対応、もしくは建設課のほうに転送されるということでございまして、それから、こういうことで写真を必ず撮ってくださいねとかというようなことを指示をして、それからディーラーのほうに車両持ち込んで、見積書も取ってくださいねというような指示をしたりして、結局、うちのほうは、全国町村会のほうの総合賠償責任保険のほうで賠償してまいりますので、必要な手続について説明をさせていただいております。警察からあるというのは、ちょっとまれでございます。どちらかといいますと、本人のほうからの申し出が多ゆうございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 本人さんから入るのがまれで、何ぼか警察からも連絡あるということだろ

うと思いますが、こういうことを役場のほうの道路の状況がよくなかったがために起こった事故ですよということを承知しておられる方は、役場に行って、役場にその過失責任があるだろうというふうなことを認識されますが、そうでない、事故に、タイヤがパンクしたよということがあっても、そこまでのことをしようという次の段階に入れない人は、この例にも当たらんわけですよ。そこら辺は、あつてはならんことではありますが、あつても、何も救済をしてもらうことがなかったというようなことが仮にあるかもしれません。その辺のあたりの啓発をしてくださいというのもおかしい話ではありますが、責任の度合いはしっかり認識していただきたいということからすれば、何か打つ手がほかにまだ方法があるのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今回の2件もそうですけども、大体にパンクといいましても、空気が漏れるということじゃなくて、いわゆるバーストですよ。穴にそれを踏み込んだがために、側面を傷がついて、そこが破裂して、空気が抜けるというバーストでございます。釘を踏んだとか、そういった分については、しばらくたってから、あら空気が抜けてるわというようなことがあろうかと思えますけども、この道路の陥没については、今のバーストという現象ですので、すぐに発覚できるというようなことでございます。まれにそういう、何日かたって、乗ろうと思ったら、タイヤが空気がなかったというようなことはあるかもわかりませんが、それについては、ちょっと因果関係がはっきりしませんので、保険の適用になるかならないかというのは、ちょっと保険のほうのことでございますので、査定状況もございまして、何とも申し上げられません。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私が聞いたかったのは、陥没によってタイヤを破損したけども、役場に言うたんがいいかどうかというのを知らなかったがために、結局自分で直したよという例があると思うんですよ。そのところを何かほかな救済方法というのがあるのかなということ、そのこと救済はないにしても、何らかのお知らせがしてあれば、事例がこれだけ多いわけですから、知っとなりの人がほとんどであります。そうでない方も私はいらっしゃるだろうというふうに思っているわけです。それと、もう一つこの例で、最後の質問になりますが、聞きましますけども、タイヤがパンクしたんですから、補助タイヤが細いのもありますが、それに付け替えるということをやさして、連絡をとられるのか、いやいやその場でずうっと、目的地に行きたいのもよう行かん、タイヤもよう交換せん、業者が来てのを待ちよんよというふうなことが現実としてあったんなら、その間の、わしは目的地に行かへんかったが、行って商談が成立せんかったじゃない、その補償はどうしてくれる、損失はどうしてくれるんだということになったときに、保険のほうで対応せにやならんというふうなことが起こるのかどうかということ、2点についてお聞きします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） バーストしたときの対応というのは、その運転者の車両に対する知識とかノウハウとかがございまして、自力で補助タイヤを付け替えて、ディーラーに持っていかれる方もございまして、JAFに入っておられる方はJAFと呼ばれる、いろんな方法があるかと思えます。JAFと呼ばれるケースも多々ございまして、そういった対応をされております。目的地にたどり着けなかったから、商談が成立しなかったというようなことの損害賠償に

については、ちょっと私も把握はしておりませんが、道路事情というのは、刻々と変化をしておるものがございますので、それは、その道路の状況を、穴があいてタイヤがパンクしたから損害賠償してくれというのは当たらないのではないかとこのように考えております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで報告第13号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第14号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第5、報告第14号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第14号について概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。報告第14号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 報告第14号、専決処分の報告について、学校教育課からご説明を申し上げます。議案集5ページ、6ページをお願いします。専決処分第13号、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和元年10月9日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告をいたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。2、事故の概要でございます。令和元年8月25日午前9時ごろ、北広島町立川迫小学校グラウンド付近で、児童、保護者が草刈り作業中、相手方所有の自家用車のリアサイドガラスを損傷させたものでございます。3、和解内容、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として2万8000円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額2万8000円。上記金額の内訳、リアサイドガラスの修繕費でございます。以上、報告を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。このような例も毎年に近いぐらいあるわけでありまして、それこそ保護者の方たちが学校のためにと思いながら草刈りをされて、近所に止めていた自動車のガラスを破損したという、これと全く同じ例でございますけれども、よくよく調整をして、打ち合わせをして、草刈り作業に入れば、このようなことはないわけでありまして。まず、学校の要請だろうかとは思いますが、保護者会のPTAの要請かもしれませんけれども、まず、こういう奉仕作業をする際には、その作業する前に作業の手順、日程等をしっかりと調整をして、打ち合わせをして行えば、このようなことはないはずであります。ただ、私も経験上、早く行って、行った人から順次、どのあたりを刈らにやいけんのんだというのを自分で思い始めて、早く終わらそうということが先に立って、打合せ会、あるかないかは別に

しても、とにかく早くきれいにしようということで、後から来られた方が、あるいは、先に止めていた車のガラスを破損する、あるいはボディに傷をつけるというふうなことがあるんだろうと思いますが、そのあたりの徹底をされんと、このことも毎度専決処分で何とかになりましたよというふうなことになるんで、そこら辺のことの指導を教育委員会のほうからされたり、学校のほうで十分気をつけて作業等行ってくださいよということ、これも、言うてみれば、石がたまたまガラスに当たったからいいですから、人の目に当たったりとかいうふうなこともいろんなこともあるわけでありまして、着ているものも面を付けるときには面を付けにやいけんですし、そういう安全面も、例えばヘルメット付けにやいけんのんなら、ヘルメットも付けにやいけんでしょうし、そういうところの部分もしっかりと取り決めをした中での清掃活動、奉仕活動を成立させていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議員おっしゃるとおりでございます。作業の初めに作業の手順、あるいは注意事項等含めて説明をして作業に入るということは、しておるところでございますけれども、徹底をしたいというふうに思いますが、それから毎月1回、校長研修会、あるいは教頭研修会というのがありますので、そこでも再度徹底をしていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで報告第14号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第80号 工事請負契約の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第6、議案第80号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集7ページをお願いします。議案第80号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、千代田浄化センター増設工事、機械設備2期工事について、工事請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第80号、工事請負契約の変更について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集7ページをお願いいたします。次の工事請負契約を変更することにつきまして、議会の議決を求めます。1、工事名、千代田浄化センター増設工事、機械設備2期工事。2、工事場所、北広島町壬生、千代田浄化センター。3、工期、令和元年6月20日から令和2年3月31日。4、変更請負金額、1億5239万2900円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1385万3900円。5、今回変更による増額、3689万2900円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額335万3900円。6、請負者、広島市南区京橋町9番21号、前澤工業株式会社中国支店支店長、腰越建。この工事は、議会の議決に付すべき契約のため、本年6月定例会で議決をいただきました千代田浄化センター増

設工事におきまして、社会資本整備総合交付金の計画別流用により、交付金の追加があり、それを活用し、本契約により設置されるNo.4回分槽、機器の配管などの工事を追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第80号、工事請負契約の変更についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第80号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで令和元年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 43分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~